

があると医師が判断した者

- * 居住する居室の居住面積が、一定以下であること
- ・介護療養型医療施設（診療所） 6. 4㎡以下

※ 栄養管理体制加算

- イ 管理栄養士配置加算 12 単位
- ロ 栄養士配置加算 10 単位

注1 ※のイについては、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、管理栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、栄養士配置加算は算定しない。

注2 ※のロについては、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算は算定しない。

※ 療養食加算 23 単位

注 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、かつ、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食（*）を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

- イ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ロ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する（*）指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

* 別の告示で以下の内容を規定

医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食

** 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)

(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)

a 要支援	1,125 単位
b 要介護 1	1,168 単位
c 要介護 2	1,239 単位
d 要介護 3	1,309 単位
e 要介護 4	1,380 単位
f 要介護 5	1,450 単位

(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(II)

a 要支援	1,097 単位
b 要介護 1	1,139 単位
c 要介護 2	1,208 単位
d 要介護 3	1,276 単位
e 要介護 4	1,345 単位
f 要介護 5	1,413 単位

(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(III)

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)

(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)

a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i 要支援		842 単位
ii 要介護 1	従来型個室	885 単位
iii 要介護 2		956 単位
iv 要介護 3		1,026 単位
v 要介護 4		1,097 単位
vi 要介護 5		1,167 単位

b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i 要支援		973 単位
ii 要介護 1		1,016 単位
iii 要介護 2		1,087 単位
iv 要介護 3	多床室	1,157 単位
v 要介護 4		1,228 単位
vi 要介護 5		1,298 単位

(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(II)

a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

i 要支援		814 単位
ii 要介護 1		856 単位
iii 要介護 2	従来型個室	925 単位
iv 要介護 3		993 単位
v 要介護 4		1,062 単位
vi 要介護 5		1,130 単位

b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)

i 要支援		945 単位
ii 要介護 1		987 単位
iii 要介護 2	多床室	1,056 単位
iv 要介護 3		1,124 単位
v 要介護 4		1,193 単位
vi 要介護 5		1,261 単位

(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(III)

a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)

a	要支援	1,081 単位
b	要介護 1	1,123 単位
c	要介護 2	1,190 単位
d	要介護 3	1,257 単位
e	要介護 4	1,325 単位
f	要介護 5	1,392 単位

i	要支援	798 単位
ii	要介護 1	840 単位
iii	要介護 2	907 単位
iv	要介護 3	974 単位
v	要介護 4	1,042 単位
vi	要介護 5	1,109 単位
従来型個室		
b	認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii)	
i	要支援	929 単位
ii	要介護 1	971 単位
iii	要介護 2	1,038 単位
iv	要介護 3	1,105 単位
v	要介護 4	1,173 単位
vi	要介護 5	1,240 単位
多床室		

(2) ユニット型老人性認知症疾患型短期入所療養介護費 (1 日につき)

(一) ユニット型老人性認知症疾患型短期入所療養介護費 (I)

a	要支援	861 単位
b	要介護 1	904 単位
c	要介護 2	975 単位
d	要介護 3	1,045 単位
e	要介護 4	1,116 単位
f	要介護 5	1,186 単位
ユニット型個室		

(二) ユニット型老人性認知症疾患型短期入所療養介護費 (II)

a	要支援	861 単位
b	要介護 1	904 単位
c	要介護 2	975 単位
d	要介護 3	1,045 単位
e	要介護 4	1,116 単位
f	要介護 5	1,186 単位
ユニット型準個室		

※ 平成 17 年 9 月 30 日において従来型個室を利用しており、かつ、平成 17 年 10 月 1 日以後引き続き従来型個室を利用する者 (別に厚生労働大臣が定めるものに限る。*) に対して、認知症疾患型短期入所療養介護費 (I)、認知症疾患型短期入所療養介護費 (II)、認知症疾患型短期入所療養介護費 (III) を支給する場合は、当分の間、それぞれ認知症疾患型短期入所療養介護費 (I) の認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費 (II) の認知

症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)を算定する。

- * 別の告示で以下の内容を規定
利用期間中、当該個室に係る特別な室料を支払っていない者

※ 平成17年10月1日以後従来型個室を利用する者であって、次のいずれかに該当するものに対して、認知症疾患型短期入所療養介護費(I)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)を支給する場合は、それぞれ認知症疾患型短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)を算定する。

- イ 感染症等により従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
ロ 別に厚生労働大臣が定める基準(*)に該当する従来型個室を利用する者
ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

- * 居住する居室の居住面積が、一定以下であること
・介護療養型医療施設(老人性認知症疾患療養病棟) 6.4㎡以下

※ 栄養管理体制加算

- イ 管理栄養士配置加算 12単位
ロ 栄養士配置加算 10単位

注1 ※のイについては、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、管理栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、栄養士配置加算は算定しない。

注2 ※のロについては、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、栄養士を1名以上配置し

ホ 基準適合診療所における短期入所療養介護費
 基準適合診療所短期入所療養介護費(1日につき)

(1) 要支援	796 単位
(2) 要介護 1	828 単位
(3) 要介護 2	871 単位
(4) 要介護 3	915 単位
(5) 要介護 4	959 単位
(6) 要介護 5	1,003 単位

ているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算は算定しない。

- ※ 療養費加算 23 単位
 注 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、かつ、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食(*)を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。
- イ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ロ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する(*
 *) 指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

* 別の告示で以下の内容を規定
 医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食

** 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

ホ 基準適合診療所における短期入所療養介護費

(1) 基準適合診療所短期入所療養介護費(I)(1日につき)

(一) 要支援		513 単位
(二) 要介護 1		545 単位
(三) 要介護 2	従来型個室	588 単位
(四) 要介護 3		632 単位
(五) 要介護 4		676 単位
(六) 要介護 5		720 単位

(2) 基準適合診療所短期入所療養介護費(II)(1日につき)

(一) 要支援		644 単位
(二) 要介護 1		676 単位
(三) 要介護 2	多床室	719 単位
(四) 要介護 3		763 単位
(五) 要介護 4		807 単位
(六) 要介護 5		851 単位

※ 平成17年9月30日において従来型個室を利用しており、かつ、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室を利用する者（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。（*））に対して、基準適合診療所短期入所療養介護費を支給する場合は、当分の間、基準適合診療所短期入所療養介護費（Ⅱ）を算定する。

* 別の告示で以下の内容を規定
利用期間中、当該個室に係る特別な室料を支払っていない者

※ 平成17年10月1日以後従来型個室を利用する者であって、次のいずれかに該当するものに対して、基準適合診療所短期入所療養介護費を支給する場合は、基準適合診療所短期入所療養介護費（Ⅱ）を算定する。

- イ 感染症等により従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準（*）に該当する従来型個室を利用する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

* 居住する居室の居住面積が、一定以下であること
・ 基準適合診療所 6.4㎡以下

※ 栄養管理体制加算

- イ 管理栄養士配置加算 12単位
- ロ 栄養士配置加算 10単位

注1 ※のイについては、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、管理栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、栄養士配置加算は算定しない。

注2 ※のロについては、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事

5 介護福祉施設サービス

イ 介護福祉施設サービス

(1) 介護福祉施設サービス費(1日につき)

(一) 介護福祉施設サービス費

a 介護福祉施設サービス費(I)

i 要介護1	677 単位
ii 要介護2	748 単位
iii 要介護3	818 単位
iv 要介護4	889 単位
v 要介護5	959 単位

業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算は算定しない。

※ 療養食加算 23 単位

注 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、かつ、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食(*)を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ロ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する(*) *) 指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

- * 別の告示で以下の内容を規定
医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食
- ** 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

5 介護福祉施設サービス

イ 介護福祉施設サービス

(1) 介護福祉施設サービス費(1日につき)

(一) 介護福祉施設サービス費

a 介護福祉施設サービス費(I)

i 要介護1		577 単位
ii 要介護2		648 単位
iii 要介護3	従来型個室	718 単位
iv 要介護4		789 単位
v 要介護5		859 単位

b 介護福祉施設サービス費(II)

i 要介護1		659 単位
ii 要介護2		730 単位
iii 要介護3	多床室	800 単位
iv 要介護4		871 単位

b 介護福祉施設サービス費(Ⅱ)		
i 要介護1	601 単位	
ii 要介護2	656 単位	
iii 要介護3	711 単位	
iv 要介護4	766 単位	
v 要介護5	821 単位	
c 介護福祉施設サービス費(Ⅲ)		
i 要介護1	554 単位	
ii 要介護2	599 単位	
iii 要介護3	645 単位	
iv 要介護4	691 単位	
v 要介護5	736 単位	
 (二) 小規模介護福祉施設サービス費		
a 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ)		
i 要介護1	841 単位	
ii 要介護2	908 単位	
iii 要介護3	976 単位	
iv 要介護4	1,043 単位	
v 要介護5	1,110 単位	
b 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)		
i 要介護1	722 単位	
ii 要介護2	770 単位	
iii 要介護3	819 単位	
iv 要介護4	867 単位	
v 要介護5	915 単位	
c 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅲ)		
i 要介護1	670 単位	

v 要介護5 941 単位
(削除)

平成17年3月31日で介護職員・看護職員の3.5 : 1以上の配置に係る経過措置が廃止されたため。

(削除)

平成17年3月31日で介護職員・看護職員の4.1 : 1以上の配置に係る経過措置が廃止されたため。

(二) 小規模介護福祉施設サービス費

a 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ)		
i 要介護1	741 単位	
ii 要介護2	808 単位	従来型個室
iii 要介護3	876 単位	
iv 要介護4	943 単位	
v 要介護5	1,010 単位	
b 小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)		
i 要介護1	823 単位	
ii 要介護2	890 単位	多床室
iii 要介護3	958 単位	
iv 要介護4	1,025 単位	
v 要介護5	1,092 単位	

(削除)

平成17年3月31日で介護職員・看護職員の3.5 : 1以上の配置に係る経過措置が廃止されたため。

(削除)

ii 要介護 2	710 単位
iii 要介護 3	750 単位
iv 要介護 4	790 単位
v 要介護 5	830 単位
(2) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(1日につき)	
(一) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費	
a 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)	
i 要介護状態以外又は要介護 1	677 単位
ii 要介護 2 又は要介護 3	787 単位
iii 要介護 4 又は要介護 5	924 単位
b 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)	
i 要介護状態以外又は要介護 1	601 単位
ii 要介護 2 又は要介護 3	686 単位
iii 要介護 4 又は要介護 5	793 単位
c 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(III)	
i 要介護状態以外又は要介護 1	554 単位
ii 要介護 2 又は要介護 3	624 単位
iii 要介護 4 又は要介護 5	713 単位
(二) 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費	
a 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)	
i 要介護状態以外又は要介護 1	841 単位
ii 要介護 2 又は要介護 3	945 単位
iii 要介護 4 又は要介護 5	1,076 単位
b 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)	
i 要介護状態以外又は要介護 1	722 単位
ii 要介護 2 又は要介護 3	797 単位
iii 要介護 4 又は要介護 5	890 単位

平成17年3月31日で介護職員・看護職員の4.1 : 1以上の配置に係る経過措置が廃止されたため。

(2) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(1日につき)	
(一) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費	
a 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)	
i 要介護 1	577 単位
ii 要介護 2 又は要介護 3	従来型個室 687 単位
iii 要介護 4 又は要介護 5	824 単位
b 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)	
i 要介護 1	659 単位
ii 要介護 2 又は要介護 3	多床室 769 単位
iii 要介護 4 又は要介護 5	906 単位

(削除)

平成17年3月31日で介護職員・看護職員の3.5 : 1以上の配置に係る経過措置が廃止されたため。

(削除)

平成17年3月31日で介護職員・看護職員の4.1 : 1以上の配置に係る経過措置が廃止されたため。

(二) 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費	
a 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)	
i 要介護 1	741 単位
ii 要介護 2 又は要介護 3	従来型個室 845 単位
iii 要介護 4 又は要介護 5	976 単位
b 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)	
i 要介護 1	823 単位
ii 要介護 2 又は要介護 3	多床室 927 単位
iii 要介護 4 又は要介護 5	1,058 単位

(削除)

平成17年3月31日で介護職員・看護職員の3.5 : 1以上の配置に係る経過措置が廃止されたため。

c 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅲ)	
i 要介護状態以外又は要介護 1	670 単位
ii 要介護 2 又は要介護 3	732 単位
iii 要介護 4 又は要介護 5	810 単位
□ 小規模生活単位型指定介護老人福祉施設における介護福祉施設サービス	
(1) 小規模生活単位型介護福祉施設サービス費(1日につき)	
(一) 小規模生活単位型介護福祉施設サービス費	
a 要介護 1	784 単位
b 要介護 2	831 単位
c 要介護 3	879 単位
d 要介護 4	927 単位
e 要介護 5	974 単位
(二) 小規模生活単位型小規模介護福祉施設サービス費	
a 要介護 1	841 単位
b 要介護 2	908 単位
c 要介護 3	976 単位
d 要介護 4	1,043 単位
e 要介護 5	1,110 単位
(2) 小規模生活単位型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(1日につき)	
(一) 小規模生活単位型旧措置入所者介護福祉施設サービス費	

(削除)		
	平成17年3月31日で介護職員・看護職員の4.1:1以上の配置に係る経過措置が廃止されたため。	
□ ユニット型指定介護老人福祉施設における介護福祉施設サービス		
(1) ユニット型介護福祉施設サービス費(1日につき)		
(一) ユニット型介護福祉施設サービス費		
a ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)		
i 要介護 1		641 単位
ii 要介護 2		688 単位
iii 要介護 3	ユニット型個室	736 単位
iv 要介護 4		784 単位
v 要介護 5		831 単位
b ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)		
i 要介護 1		641 単位
ii 要介護 2		688 単位
iii 要介護 3	ユニット型準個室	736 単位
iv 要介護 4		784 単位
v 要介護 5		831 単位
(二) ユニット型小規模介護福祉施設サービス費		
a ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(Ⅰ)		
i 要介護 1		698 単位
ii 要介護 2		765 単位
iii 要介護 3	ユニット型個室	833 単位
iv 要介護 4		900 単位
v 要介護 5		967 単位
b ユニット型小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)		
i 要介護 1		698 単位
ii 要介護 2		765 単位
iii 要介護 3	ユニット型準個室	833 単位
iv 要介護 4		900 単位
v 要介護 5		967 単位
(2) ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(1日につき)		
(一) ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費		

a 要介護状態以外又は要介護 1	784 単位
b 要介護 2 又は要介護 3	858 単位
c 要介護 4 又は要介護 5	950 単位

(二) 小規模生活単位型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費

a 要介護状態以外又は要介護 1	841 単位
b 要介護 2 又は要介護 3	945 単位
c 要介護 4 又は要介護 5	1,076 単位

※ ロについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護福祉施設サービスを行う指定介護老人福祉施設として都道府県知事に届け出たものにおいて、所得の状況その他の事情を斟酌して別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者に対して指定介護福祉施設サービスを行った場合に、当該入所者の基準に係る区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 加算 1	33 単位
ロ 加算 2	66 単位

a ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費 (I)		
i 要介護 1		641 単位
ii 要介護 2 又は要介護 3	ユニット型個室	715 単位
iii 要介護 4 又は要介護 5		807 単位

b ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費 (II)		
i 要介護 1		641 単位
ii 要介護 2 又は要介護 3	ユニット型準個室	715 単位
iii 要介護 4 又は要介護 5		807 単位

(二) ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費

a ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費 (I)		
i 要介護 1		698 単位
ii 要介護 2 又は要介護 3	ユニット型個室	802 単位
iii 要介護 4 又は要介護 5		933 単位

b ユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費 (II)		
i 要介護 1		698 単位
ii 要介護 2 又は要介護 3	ユニット型準個室	802 単位
iii 要介護 4 又は要介護 5		933 単位

(削除)

※ 平成 17 年 9 月 30 日において従来型個室に入所しており、平成 17 年 10 月 1 日以後引き続き従来型個室に入所するもの（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。（*））に対して、介護福祉施設サービス費、小規模介護福祉施設サービス費、旧措置入所者介護福祉施設サービス費、小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費を支給する場合は、当分の間、それぞれ介護福祉施設サービス費(II)、小規模介護福祉施設サービス費(II)、旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)、小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)を算定する。

* 別の告示で以下の内容を規定

平成17年9月1日から平成17年9月30日までの30日間
(従来型個室に入所している期間が30日に満たない場合は、当該入所期間)において、特別な室料を支払っていない者

※ 平成17年10月1日以後従来型個室に入所する者であって、次のいずれかに該当するものに対して、介護福祉施設サービス費、小規模介護福祉施設サービス費、旧措置入所者介護福祉施設サービス費、小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費を支給する場合は、それぞれ介護福祉施設サービス費(Ⅱ)、小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)、旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)、小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)を算定する。

イ 感染症等により従来型個室への入所の必要があると医師が判断した者であって、従来型個室への入所期間が30日以内であるもの

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準(*)に該当する従来型個室に入所する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所の必要があると医師が判断した者

* 居住する居室の居住面積が、一定以下であること

・ 介護老人福祉施設 10.65㎡以下

※ 栄養管理体制加算

イ 管理栄養士配置加算 12単位

ロ 栄養士配置加算 10単位

注1 ※のイについては、入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、栄養士配置加算は算定しない。

注2 ※のロについては、入所者の年齢、心身の状況によって適切な

栄養量及び内容の食事の提供を行うため、栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算は算定しない。

※ 栄養マネジメント加算 12単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること

ロ 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能に着目した、食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること

ハ 入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること

ニ 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること

ホ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する（*）指定介護老人福祉施設であること

* 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

※ 経口移行加算 28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する（*）指定介護老人福祉施設において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口の食事の摂取を進めるための栄養管理を行ったとき（経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食・嚥下機能障害を有し、誤嚥が認められるものについて、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされる場合として厚生労働大臣が別に定める場合（**）を含む。）は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。

* 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること

** 別の告示で以下の内容を規定

- ① 利用者の摂食・嚥下機能がビデオレントゲン造影又は内視鏡検査により適切に評価されていること
- ② 誤嚥等によるリスクの管理体制が適切に整備されていること
- ③ 食形態の配慮など、経口摂取を進めるための適切な措置が講じられていること
- ④ 上記①～③を多職種協働により実施するための体制が施設において構築されていること

注2 経口移行計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされるもの（経口により食事を摂取している者であって、著しい摂食・嚥下機能障害を有し、誤嚥が認められるものについて、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされる場合として厚生労働大臣が別に定める場合（*）を含む。）に対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

* 別の告示で以下の内容を規定

- ① 入所者の摂食・嚥下機能がビデオレントゲン造影又は内視鏡検査により適切に評価されていること
- ② 誤嚥等によるリスクの管理体制が適切に整備されていること
- ③ 食形態の配慮など、経口摂取を進めるための適切な措置が講じられていること
- ④ 上記①～③を多職種協働により実施するための体制が施設において構築されていること

※ 療養食加算

23単位

注 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理され、かつ、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護老人福祉施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食（*）を提供したときは、1日につ